

津幡町選挙管理委員会告示第47号

令和8年3月8日執行の石川県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項及び第4項の規定により、津幡町開票区の開票立会人となる者を定めるためのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和8年3月3日

津幡町選挙管理委員会

- 1 くじを行う場所 津幡町役場 総務部 総務課
- 2 くじを行う日時 令和8年3月6日 午前8時40分